

4 市内医療・介護・福祉施設への情報提供について

【問】

- ①市内医療・介護・福祉施設の状況把握をとりまとめ、各施設、事業者へ情報提供・共有化されているのですか。

【答】

①

[市内医療機関について]

市内医療機関とは意見交換を実施し、状況把握・情報共有を図っています。
(感染症対策室 R2. 4. 24 回答)

[介護施設について]

厚生労働省からの介護保険最新情報及び国・県からの通知について、随時、市内の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、特養を運営している社会福祉法人にメールにて送信しています。介護サービス事業所からの新型コロナウイルス感染症の相談については、事業所と介護保険課が情報を共有し、感染予防について指導、助言をしているところです。

「新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート」を4月20日に市内（113事業所）の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、特養を運営している社会福祉法人に送付し、更なる感染予防対策の強化を図っています。

(介護保険課 R2. 4. 21 回答)

[福祉施設について]

国・県からの情報を社会福祉法人へ提供しています。

(社会福祉課 R2. 4. 21 回答)

障がい福祉課においては、指定管理を含め市が直接運営している施設はありません。そのため、障がい者施設における職員及び利用者の新型コロナウイルスの感染状況についての状況把握や事業者への情報提供・共有化は行っていません。

障がい者施設において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は管内保健所から県へ報告がなされ、市に情報提供されます。

国・県からの情報については必要に応じて市内の障がい者施設へ提供しています。

(障がい福祉課 R2. 4. 21 回答)

こども課では、現在でも引き続きこどもクラブを運営しています。また、民立放課後児童クラブにつきましても、引き続き運営を行っています。そのような中、新型コロナウイルスのクラブ内感染発生を予防するためにも、国や県からの通知に従い、公営民営問わず、手指消毒の徹底や職員及び児童へのマスク着用の徹底、施設の定期的な消毒や換気の依頼など、情報提供・共有を行ったうえで運営しています。

(こども課 R2. 4. 21 回答)

保育施設等につきましては、国・県からの新型コロナウイルス感染症に関する通知等を、その都度メールで送信し情報共有を図っています。また、公立保育園での感染防止に関する対応について情報提供をしたり、各園や保護者に対して注意喚起の文章を作成してメールで送信するなど、感染拡大防止対策を行っています。

(保育課 R2. 4. 22 回答)

いきいき高齢課では、老人福祉法に基づく老人福祉施設である老人福祉センター（3 箇所）や同様の機能を持つ高齢者福祉センター（2 箇所）の他、市有のデイサービスセンター（2 箇所）を所管しています。

いずれの施設につきましても、指定管理者により管理運営が行われておりますので、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供を行っています。

特に、老人福祉センター等については、高齢者の利用者数も多いことから、指定管理者との緊密な連携を図っており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月1日から5月6日まで休館としています。

今後につきましては、「新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート」を指定管理者宛送付して、更なる感染症予防対策の強化を図る予定です。

(いきいき高齢課 R2. 4. 23 回答)